

広島県告示第八百六十四号

平成十六年広島県告示第七百八十七号（港湾法の規定による広島圏都市計画広島臨港地区内における分区の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書を広島県土木局空港港湾部港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所において縦覧に供する。

平成二十二年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表商港区の項中「一八〇・四」を「一七四・四」に、表工業港区の項中「三三九・八」を「三四五・八」に改める。